

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税過少申告加算税賦課決定取消請求事件
国側当事者・国(豊島税務署長)
平成27年10月30日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	道本 幸伸 南波 耕治
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	岩城 光英 豊島税務署長 山崎 昇
同指定代理人	大津 由香 中澤 直人 小原 弘行 阿部 文威 出田 潤二 谷 尚嗣

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

豊島税務署長が原告に対して平成24年11月28日付けでした乙(平成21年6月●日死亡)の相続に係る相続税の過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、亡父を被相続人とする相続について相続税の申告をした後、税務署の調査担当者から相続財産として含める財産が過少である旨の指摘を受け、相続税の修正申告をしたところ、豊島税務署長(処分行政庁)から過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」という。)を受けたことにつき、共同相続人から相続財産の調査を妨害されるなどしたため相続財産を知り得ず、そのような中でも可能な限り調査を行って申告したのであって、過少申告であったことについて国税通則法65条4項の「正当な理由」があると主張して、本件賦課決定処分の取消しを求める事案である。

- 2 前提事実(当事者間に争いがない事実か、文中記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実)

(1) 当事者及び関係者

ア 乙（大正●年●月●日生）と丙は夫婦であり、原告（長女。昭和●年●月●日生）及び丁（長男）は、乙と丙の子である（乙1、2、弁論の全趣旨）。

イ 乙（以下「被相続人」ともいう。）は平成21年6月●日に死亡し（当時●歳）、その相続人は、丙（法定相続分は2分の1）、原告及び丁（法定相続分は各4分の1）である。

丙は平成22年9月●日に死亡した。（イ全体につき、乙1、2、5、弁論の全趣旨）

ウ 有限会社A（昭和56年2月●日設立。以下「A」という。）は、丙所有の不動産を管理する会社である。

同社はいわゆる同族会社であり、乙が平成6年10月19日から同人の死亡日（平成21年6月●日）まで同社の代表取締役を務め、同人の死亡後は、原告が同月26日付けで同社の代表取締役に就任した（就任登記は同年8月6日登記）。（ウ全体につき、乙5、11、12、弁論の全趣旨）

(2) 本件賦課決定処分に至る経緯等

ア 原告は、平成22年4月5日、被相続人に係る相続税の申告をした（以下「本件当初申告」という。）。（乙2、弁論の全趣旨）

イ 原告は、豊島税務署の調査担当者から、本件当初申告につき、相続財産として含める財産が過少である旨の指摘を受け、平成24年10月25日、別紙の第1表の各財産（有価証券、現金・預貯金及びその他の財産から成るもので、その評価額の合計額は2億0798万8914円。以下「本件各財産」という。）を相続財産として含めるなどして修正申告（以下「本件修正申告」という。）をした。

なお、原告の本件当初申告及び本件修正申告における取得財産の価額、課税価格及び納付すべき税額等は、それぞれ別紙の第2表記載のとおりである。（イ全体につき、甲2、3、乙1、2、弁論の全趣旨）

ウ 豊島税務署長は、原告に対し、被相続人に係る相続税につき、同年11月28日付けで過少申告加算税192万2500円（国税通則法65条1項により計算した金額137万7000円及び同条2項により加算される金額54万5500円の合計額）の賦課決定処分（本件賦課決定処分）をした（甲1、弁論の全趣旨）。

エ 原告は、平成25年1月28日、本件賦課決定処分につき異議申立てをしたが、豊島税務署長は、同年4月17日、同申立てを棄却する旨の決定をした（甲2）。

さらに原告は、同年5月16日、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成26年4月3日、同請求を棄却する旨の裁決をした（甲3）。

オ 原告は、同年10月2日、本件訴訟を提起した。

3 主な争点及び争点についての当事者の主張

本件の主な争点は、原告が過少申告したことにつき「正当な理由」（国税通則法65条4項）があるか否かである。これに関する当事者の主張は以下のとおりである。

(原告の主張の要旨)

(1) 判例（最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁）は、国税通則法65条4項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうとしている。

(2) 本件において「正当な理由」が認められること

ア 本件において原告は、本件当初申告の際、それまで長年にわたって原告及び被相続人夫妻の税務を担当してきた税理士（税理士法人Bの税理士戊。以下「戊税理士」という。）と協力しながら、記憶を頼りに被相続人と取引関係のあった金融機関の口座を調べ、課税金額を算定した上で申告（本件当初申告）をした。その際、課税金額が4000万円を超えており、被相続人の推定生涯所得を勘案すれば、通常考えられる遺産としての預金額としては十分多額であったため、それが遺産の総額と考え、その額をもとに申告をしたものである。

イ また、被相続人が死亡した後、被相続人の自宅（以下「被相続人宅」ともいう。）に住み込んだ同人の長男である丁（原告の弟）が、原告が被相続人宅に立ち入ることを妨害するなどし、相続財産に関する資料を独占していた上、原告からの連絡にも応じないなど、原告に対して敵対的行為を行っており、原告が相続財産を調査することを妨害した。

強力な調査手段を有しない一般市民に過ぎない原告の立場を考えるならば、上記のような事情がある本件においては、結果として過少申告となったとしても、原告の責めに帰することのできない客観的な事情があったというべきであり、本件において、原告が過少申告をしたことにつき「正当な理由」が認められる。

ウ 仮に、上記の各事情をもって「正当な理由」ということができないとしても、本件各財産のうち、別紙の第1表の番号1及び同番号2に関しては、原告の責めに帰することのできない客観的な事情があるということができる。

(ア) C証券株式会社（以下「C証券」という。）保管の有価証券（別紙の第1表の番号1。評価額8573万9534円）については、その買い付け窓口がD銀行西池袋支店であった。

原告は、同行同支店に対しては、本件当初申告の段階で既に遺産調査をしており、その際、担当者から、預金通帳の額のみが被相続人の遺産であると説明を受けた。しかしながら、その後、過少申告が問題となったため、再確認したところ、担当者は「C証券保管の有価証券については点検し忘れた」などと説明をした。

このように、原告は、有価証券の買い付け窓口となった銀行から当該有価証券の存在を明かされなかったのであり、その過少申告について原告に責めを負わせることは非現実的であり不当であり、原告の責めに帰することのできない客観的な事情があるというべきである。

(イ) また、E銀行池袋支店における預金等（別紙の第1表の番号2。評価額1362万3424円）に関しては、ネットバンキングを中心とするE銀行のような比較的マイナーな金融機関の口座の存在を認識することは難しく、支店がF駅周辺に存在するというだけで調査の対象とすべきとする主張は誤りであり、原告が当該預金等を本件当初申告時点において認識できなかったとしてもやむを得ず、その過少申告について原告の責めに帰することのできない客観的な事情があるというべきである。

(3) 被告の主張について

ア 被告は、共同相続人間で遺産分割に係る争いがあったとしても、一定の手続を踏むことにより相続財産の全体を把握することが可能であるとして、そのような事情は「正当な理由」には当たらないと主張する。

しかしながら、被告が証拠としている文献（乙6）を見ても、遺産の範囲を確定すること

の困難性が述べられている。

また、原告は、遺産分割に関する調停も審判も申し立てていないが、これは、上記のとおり、当時既に原告と丁とは連絡不能であるなどの状態にあり、調停や審判を申し立てても何らの解決は望めないと確信していたためである。

イ 被告が主張するように、原告が被相続人宅の金庫の中身を確認し、預金通帳を発見した事実は存在する。

しかしながら、そのとき原告は、Aの今後について話し合うために被相続人宅を訪れたのであり、金庫の中身を確認することが主目的ではなかった。そして、金庫の中には古い通帳などが詰め込まれており、きちんと整理されていない状態であったが、その際、同行した税理士法人の職員（G）が金融機関（D銀行、H銀行）から被相続人宛ての書信を2通発見したので、参考資料として持ち帰り、その調査を行ったのである。その後、原告は、上記（2）イのとおり被相続人宅に立ち入ることができず、また、丁が原告からの連絡に応じなかったため、原告が上記のように被相続人の預金通帳をいくつか発見していたとしても、原告が正確に相続財産に係る全ての金融機関の口座の存在を認識することができたとはいえない。

また、原告は、代理人弁護士らを通じて、丙及び丁の代理人弁護士（以下「丙ら代理人弁護士」という。）らに対して書面を送付し、被相続人の遺産の内容を調べるべく行動しているが、その遺産の内容を開示しない旨の回答となっており、これ以上の情報は得られないと判断したのである。このように原告は、代理人弁護士らを通じて精一杯の調査をしようとしたにもかかわらず、丁が全く協力しなかったため、調査の成果を上げられなかったのである。

（被告の主張の要旨）

（1）原告は、丁が被相続人宅へ原告が立ち入ることを妨害するなど、本件相続に係る共同相続人間において争いがあったことにより、相続財産の調査を十分に行うことができず、その相続財産を知り得なかった旨主張する。

ア しかし、遺産の分割について、共同相続人間に協議が整わないとき又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、家庭裁判所に遺産分割についての調停又は審判を申し立てることができ、その審理においては、証拠調べをし、また、必要な調査を官庁等に嘱託し又は銀行等に必要な報告を求めるとされている（家事審判規則（ただし、平成24年最高裁判所規則第9号による廃止前のもの）7条、8条、137条参照）。そして、遺産分割事件の調停事件において、当事者の主張する遺産に齟齬がある場合や遺産探しの主張がされた場合には、遺産を管理する当事者に対して遺産を開示する義務があることを説明した上で、その開示を説得したり、補充として弁護士照会による調査等をしたりすることによって遺産の範囲を確定するものとされている。

このように、共同相続人間で遺産分割に係る争いがある場合であっても、一定の手続を踏むことにより、相続財産の全体を把握することは可能であり、単に共同相続人間で相続について争いがあり、共同相続人の協力を得られず、そのことにより相続税の申告が過少申告となったとしても、そのことを理由に「正当な理由」があると認められるものではない。

イ 本件において原告は、本件相続が開始した後、本件当初申告までの間に、家庭裁判所に遺産分割についての調停又は審判を申し立てた事実さえないのであるから、他の具体的な事実関係を検討するまでもなく、本件当初申告が過少申告であったことについて、真に原告の責めに帰することのできない客観的な事情があったとはいえず、「正当な理由」が認められな

いことは明らかである。

(2) また、原告は、可能な限りの調査を行い、本件当初申告をしたことから、原告が過少申告をしたことにつき「正当な理由」があると主張する。

しかし、原告は、次のアないしオのとおり、被相続人の立ち回り先であるF駅周辺及び被相続人宅の最寄り駅であるI駅周辺の金融機関あるいはAの取引金融機関に対し、残高照会を行うことが可能であったにもかかわらず、これを怠ったものであり、本件当初申告が過少申告であったことについて、真に原告の責めに帰することのできない客観的な事情があったとはいえず、過少申告加算税を課することが不当又は酷になるということもできない。

ア 原告は、平成21年6月26日、丁に対してAの給与の件で確認したいことがあるとして、戊税理士及び税理士法人の職員らとともに被相続人宅を訪れ、丁から、同人が事実上保管していた被相続人、丙及びA名義の預貯金通帳を見せてもらい、これらを確認した。原告も同旨の供述をしている（甲4、乙5参照）。

この事実関係に照らすと、原告は、少なくとも、本件相続開始直後に、これらの通帳に係る金融機関の存在を把握したものと認められるから、当該金融機関に相続財産が存在する可能性があることを認識し、あるいは容易に認識することができたものといえ、相続財産を調査するに当たり、当該金融機関に対して照会を行うことは可能であったといえることができる。にもかかわらず、原告は、H銀行池袋支店（乙3）及びD銀行西池袋支店（乙4）の残高証明書を取得したのみで、これらにより判明した預金が相続財産の全てであるとして本件当初申告をしたにすぎないので、原告が本件当初申告に当たり、可能な限りの努力をして相続財産の調査をしたということは到底できない。

この点、原告は、調査の結果、相当程度の額の預金（D銀行、H銀行）が発見されたので、相続財産はそれ以上ないと判断したと主張している。しかしながら、原告が、平成21年8月13日付けで丙の後見開始の申立てをしているところ、同申立書には同人名義の複数の預金等が記載されていること、また、原告代理人弁護士らと丙ら代理人弁護士らとのやりとりの内容からすると、原告は、本件当初申告当時において、申告した以外にも被相続人名義の預貯金等が存在していること又はその可能性を認識していたことがうかがわれるというべきである。

イ 原告は、上記アのとおり預貯金通帳等を確認した後、丁に対して、相続財産について開示を求めたことはなく、また、被相続人の遺産分割の話合いもしておらず、被相続人に係る相続の開始後、その相続税の申告期限までの間に、丁らに対して相続財産の詳細について開示を求めなかったものと認められる。

この点、原告は、丙ら代理人弁護士らに対して書面を送付し、被相続人の遺産の内容を調べべく行動したなどと主張しているが、被相続人の遺産相続の方向性を協議したり、相続税の申告についての意向を照会したりしているにとどまり、相続財産の詳細については何ら確認しておらず、原告が丁らに対してその相続財産の詳細な内容の開示を積極的に求めているものとは認められない。

ウ 被相続人は、生前、Aの代表取締役として、主に賃借人から振り込まれる賃料等の管理を行っていたが、賃料の入金の有無を確認するために銀行通帳の記帳を行う必要があったこと、また、被相続人自身の預貯金等に加え、丙の預貯金等の管理も行っていたことから、ほぼ毎日、午前中にF駅周辺の取引銀行を訪れることを日課としていた。

そして、丁は、被相続人が銀行に出掛けた時に原告が被相続人宅を訪れた際、原告に対し、被相続人が銀行に行っている旨を伝えたこともあり、原告は、上記のように、被相続人が、F 駅周辺の取引銀行を訪れることを日課にしていたことや、被相続人自身及び丙の預貯金等を管理していることを知っていたものと認められる。

そうすると、原告は、本件当初申告に際して、F 駅付近に所在する金融機関（別紙の第 1 表の番号 2～5、9 及び 10）に被相続人名義の相続財産が存在する可能性を認識し、あるいは容易に認識することができたと認められ、その相続財産の存否を確認するべく照会をすることが可能であったと認められる。

エ 一般に、生活資金の出し入れの必要性から、自宅近隣の金融機関に預貯金の口座を開設することが通常であり、相続が発生した場合には、被相続人の生活圏内である自宅の最寄り駅に存する金融機関に対して預貯金が存在する可能性は高いといえる。

したがって、本件において原告が、被相続人宅の最寄り駅である I 駅周辺の金融機関（別紙の第 1 表の番号 6～8）に被相続人名義の相続財産が存在する可能性を認識し、あるいは容易に認識することができたと認められるから、当該金融機関に対してその存否を確認する照会を行うことが可能であったと認められる。

オ 代表取締役が会社の取引金融機関に個人預金を有することはごく一般に認められる。しかるに、A では、平成 6 年 10 月 19 日から平成 21 年 6 月●日までは被相続人が、同月 26 日以降は原告が代表取締役を務めており、また、原告は、平成 21 年 9 月 24 日、A の平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日の事業年度に係る法人税の確定申告書を豊島税務署に提出し、その税務申告書に添付の勘定科目内訳書（乙 13）には、A 名義の預貯金に係る金融機関として、D 銀行池袋支店、J 銀行池袋支店及び K 銀行池袋支店が掲げられている。

上記のような事情が認められる本件においては、原告としては、その金融機関（別紙の第 1 表の番号 5）に相続財産が存在する可能性を認識し、あるいは容易に認識することができたといえるから、当該金融機関にその存否を確認する照会を行うことが可能であったといえる。

（3）別紙の第 1 表の番号 1 及び同番号 2 の財産について

ア C 証券保管の有価証券について

（ア）原告は、D 銀行西池袋支店の担当者から、同支店に係る被相続人の預金残高がその全財産であると説明を受け、後日、C 証券保管の有価証券については点検をし忘れた旨の説明を受けたなどと主張するが、かかる事実を立証する客観的証拠はない。

（イ）C 証券は、原告に対して、本件相続税の申告期限までの間に、同社において保有する被相続人の有価証券につき、その残高証明書等の照会をするための書類を送付しているのであるから、原告は、同社に対して相続財産の存否について照会を行うことができたといえる。

しかしながら、原告は、同社に対する調査を何ら行うことなく本件当初申告を行ったのであるから、原告に「正当な理由」があったとは到底認められない。

イ E 銀行池袋支店の預貯金等について

（ア）本件修正申告の申告書に記載されている E 銀行の預貯金等の内訳は、普通預金 2 口座と L（利付金融債）である。

E銀行の前身は、MやL等の金融債を発行していたN銀行株式会社であり、平成12年、E銀行に経営が引き継がれた後は、同行池袋支店では、円預金、外貨預金、仕組預金、投資信託等の取引を行っている(乙17～19)。また、E銀行では、各支店又はフィナンシャルセンターにおいて営業活動を行っており、いわゆる無店舗型のネット銀行ではなく(現に、被相続人もインターネットでの取引は行っていない。)、全国の主要都市に多くの支店を有する銀行であって(乙20、21)、原告が主張するようにネットバンキングを中心とするマイナーな金融機関と評価されるものではない。

(イ) 被相続人は、上記(2)ウのとおり、F駅周辺の金融機関を訪問することを日課としており、そのことは原告も認識していたことからすると、E銀行Qフィナンシャルセンターにおける取引も、原告が同センターに照会することにより把握することができたといえ、その預貯金等を申告することができなかつたのは、現に原告が照会を怠ったことによるものにすぎないから、原告の責めに帰することのできない客観的な事情があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(原告が過少申告したことにつき「正当な理由」があるといえるか否か)について

(1) 過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適正に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。この過少申告加算税の趣旨に照らせば、過少申告があっても例外的に過少申告加算税が課されない場合として国税通則法65条4項が定めた「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同18年10月24日第三小法廷判決・民集60巻8号3128頁等参照)。

(2) 認定事実

上記第2の2の前提事実、当事者間に争いのない事実、文中記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 乙の生前の行動等

(ア) 乙は、中学校校長を最後として退職し、その後、Aの経理関係の業務を担当していたが、平成6年10月19日、同社の代表取締役役に就任し、また、同社の本店所在地は、乙及びその妻(丙)が居住していた自宅(被相続人宅)の所在地である東京都豊島区に置かれた。

Aは、丙所有の不動産を管理する会社であり、乙は、その代表取締役社長に就任した後、不動産管理業を始めとする同社の業務全般を見ており、ほぼ毎日、同社に賃料が振り込まれているかを確認するため、F駅周辺の金融機関を回ることを日課としており、乙は、亡くなる直前までこれを行っていた。

また、乙は、自身の預貯金等のほか、妻である丙の預貯金等の管理も併せて行っていた。

((ア) 全体につき、前提事実(1)ア及びウ、乙5、9、11、弁論の全趣旨)

(イ) 原告及び丁は、乙が生前において、上記(ア)のとおり、Aへの賃料の振込みの確認のためにF駅周辺の金融機関を回ることを日課としていたこと、また、乙自身の預貯金等の

みならず丙の預貯金等の管理も行っていたことを知っていた(乙5、9、弁論の全趣旨)。

(ウ) 乙は、平成21年6月●日、死亡した。同人の相続人は、原告、丁及び丙であり、その相続税の申告期限は平成22年4月●日であった(前提事実(1)ア及びイ、甲2、3、乙1、2、弁論の全趣旨)。

イ 本件当初申告に至る経過等

(ア) 原告は、平成21年6月下旬頃、被相続人を含む乙家の顧問税理士であった戊税理士及び税理士法人の職員(G)らとともに、被相続人宅を訪れ、その際、同人宅の金庫内に多数の通帳等が保管されていることを確認した(甲4、乙5、9、弁論の全趣旨)。

(イ) 同年7月中旬頃、被相続人の四十九日法要が行われた。原告は、その後、丙及び丁の意向により、被相続人宅に立ち入ることが許されず、立ち入ることができない状態にあった。(甲4、乙5、9、弁論の全趣旨)

(ウ) 原告は、同年8月13日、東京家庭裁判所に対し、丙の判断能力が低下しているなどとして、同人につき後見開始の申立てをした。

その申立書(乙22)によれば、平成21年5月末現在の丙の有する預貯金として、①J銀行池袋支店、②K銀行池袋支店、③D銀行池袋支店、④H銀行池袋支店における各預金及び⑤納税預金が掲げられており(なお、②及び③については、その評価額として1億円を超える金額が記載されている。)、また、その他の資産として「D銀行株式」(その評価額として1億円を超える金額が記載されている。)等が掲げられている。

この後見開始の申立ては、平成22年4月頃に却下された。((ウ)全体につき、乙9、22、弁論の全趣旨)

(エ) 丙及び丁は、上記(ウ)の後見開始の申立てへの対処及び丙の財産管理、被相続人の遺産分割の協議のために、R弁護士(以下「R弁護士」という。)を代理人として委任した。

R弁護士は、平成21年9月2日、原告代理人S弁護士との間で、上記の協議を行い、その内容を丁に対して報告した(乙9の別添1)。しかし、丙及び丁は、同日、R弁護士を解任し、T弁護士、U弁護士及びV弁護士(丙ら代理人弁護士ら)に委任した。((エ)全体につき、乙9、弁論の全趣旨)

(オ) 原告は、平成21年6月26日にAの代表取締役役に就任し、同年9月24日には、同社の平成20年8月1日から平成21年7月31日までの事業年度に係る法人税の確定申告をした。

その確定申告書に添付の勘定科目内訳書(乙13)には、同社が預金を有している取引金融機関として、D銀行池袋支店及びJ銀行池袋支店、K銀行池袋支店が掲げられている。

((オ)全体につき、乙12、13、弁論の全趣旨)

(カ) 原告は、平成22年3月23日、H銀行池袋支店から、被相続人の残高証明書(普通預金の合計297万5512円及び投資信託1638万4355円。乙3)を、同月25日には、D銀行西池袋支店から、被相続人の残高証明書(普通預金及び定期預金等の合計5718万9358円、投資信託の合計4946万1064円。乙4)を取得した(乙3、4、弁論の全趣旨)。

(キ) D銀行から被相続人が死亡した旨の連絡を受けたC証券は、同月30日、原告及び丁に対し、被相続人の証券口座(別紙の第1表の番号1参照)に係る残高証明書発行依頼書等の書類を送付した。

その後、丁から、同証券会社に開設されている被相続人の証券口座に係る残高証明書の発行依頼があり、同社は、丁に対して同証明書を発行したが、原告からはその発行依頼はなかった。(キ)全体につき、乙14～16、弁論の全趣旨)

(ク)原告代理人弁護士らは、平成22年3月19日及び同年4月2日、丙ら代理人弁護士らに対して、「故人の財産について詳細を承知しておりませんので、申告についてどのような意向かお聞かせ願えますでしょうか。」とファクシミリで送信した(乙9の別添2、3)。

これを受けて、丙ら代理人弁護士は、同日、原告代理人S弁護士に対し、「遺産未分割のまま法定相続分に応じて、丙氏と丁氏において期限内に申告する予定であります。」と回答した(乙9の別添4)。(ク)全体につき、乙9、弁論の全趣旨)

(ケ)原告は、同年4月5日、豊島税務署長に対し、本件当初申告をした。

本件当初申告における原告の取得財産の価額、課税価格及び納付すべき税額等は、別紙の第2表の「本件当初申告」欄記載のとおりである。

その税務申告書(乙2)によると、相続財産として、D銀行西池袋支店の預金(乙4参照)、H銀行池袋支店の預金(乙3参照)及びAの株式等の合計1億6428万8692円が掲げられている。(ケ)全体につき、前提事実(2)ア、甲2、3、乙1～4、弁論の全趣旨)

ウ 本件修正申告に至る経過等

(ア)豊島税務署の調査担当者2名は、平成24年8月6日、被相続人に係る相続税に関する調査を実施し、同年10月下旬頃、原告に対し、本件当初申告につき、相続財産として含める財産が過少である旨の指摘をした(前提事実(2)イ、甲2、3、乙5、弁論の全趣旨)。

(イ)原告は、同年10月25日、本件修正申告をした。本件修正申告における原告の取得財産の価額、課税価格及び納付すべき税額、修正する額等は、別紙の第2表の「本件修正申告」欄記載のとおりである。

その修正申告書(乙1)によると、本件修正申告により相続財産に含めた財産(本件各財産)は、別紙の第1表記載の各財産(合計2億0798万8914円)である。

このうち、W(別紙の第1表の番号6及び7参照)及びJ銀行I支店(同番号8)は、被相続人の自宅から約3分程度の距離に所在する。また、E銀行池袋支店(同番号2。被相続人は同行と通帳取引をしており、インターネット取引ではなかった。)、K銀行池袋西口支店(同番号3)、X銀行池袋支店(同番号4)、J銀行池袋支店(同番号5)、Y銀行池袋支店(同番号9)及びZ信用金庫本店営業部(同番号10)はいずれもF駅周辺に所在する。(イ)全体につき、前提事実(2)イ、甲2、3、乙1、2、10、19、20、弁論の全趣旨)

(ウ)豊島税務署長は、原告に対し、被相続人の相続税につき、同年11月28日付けで本件賦課決定処分をした(前提事実(2)ウ、甲1)。

(3) 検討

ア 被相続人の遺産の規模について

(ア)原告は、本件当初申告に掲げられた財産は、被相続人につき通常考えられる遺産としての預金額としては十分多額であったため、それが遺産の総額と考え、その額をもとに申告をした旨主張する。

しかしながら、上記認定事実によれば、原告は、平成21年6月下旬頃、被相続人宅の金庫内に、多数の通帳等が保管されていることを確認しており（認定事実イ（ア））、原告の陳述（甲4）によっても、原告は、このときに「100点を超える新旧の通帳や権利証や賃貸契約書など」があることを確認し、その際にD銀行とH銀行からの通知書を持ち帰って、相続財産の調査をしたとしており、現に相続財産（合計1億2000万円余の預金等）があったことが判明している（認定事実イ（カ））。

そうすると、被相続人宅の金庫内に、別紙の第1表記載の本件各財産に関する書面が実在したどうかはともかく、原告においては、上記の多数の通帳等の中には、D銀行及びH銀行からの各通知書以外にも、相続財産の判明につながるものが存在する可能性があることを容易に推測できたといえることができる。

(イ) また、原告は、本件においては、被相続人の生涯所得を推定し、その相続財産が、本件当初申告時にD銀行及びH銀行において判明した預金等（合計1億2000万円余）のほかにはないと判断し、それが家族としての当然の判断であるなどと主張している。

しかしながら、上記認定事実によれば、①原告は、平成21年8月13日付けで丙の後見開始の申立てをした際、丙が少なくとも、K銀行池袋支店及びD銀行池袋支店の各預金並びに株式として各1億円を超える資産等を有していることを認識していたこと（認定事実イ（ウ）参照）、②被相続人が中学校校長を最後に退職した後、丙所有の不動産を管理するAの経理関係の業務を担当し、更に平成6年10月以降、平成21年6月まで、同社の代表取締役を務め、業務全般をみるとともに、被相続人自身及び丙の預貯金等を管理しており、原告はこれらのことを認識していたこと（認定事実ア（ア）及び（イ））の各事実が認められる。

これに上記（ア）の事情を併せ考慮すると、相続財産につき、上記のとおり本件当初申告時までには判明した預金等（D銀行及びH銀行の合計1億2000万円余の預金等）を含む財産のほかにはないと判断することは必ずしも合理的であるとはいえず、原告において、それをを超える財産が存在する可能性を推測できたといえることができる。

イ 丁による調査の妨害について

原告は、丁が原告と連絡不能の状態にあり、原告が被相続人宅に立ち入ることを拒否するなど、原告が相続財産について調査することに対して妨害的な行為に及んでおり、家庭裁判所における調停や審判の手続を利用しても何らの解決も望むことはできず、また、丁に対して書面で照会したとしても、その協力は得られず、相続財産を明らかにすることは困難であると主張する。

しかしながら、原告と丁とは、その代理人弁護士らを通じて、被相続人の遺産分割等に関して協議あるいは照会及び回答をするなどしており（認定事実イ（エ）及び（ク））、全く連絡が不能な状態にあったとはいえない。また、原告は、代理人弁護士らに依頼するなどして、明示的に相続財産の開示を求めたり、遺産分割の調停や審判を家庭裁判所に申し立てるなど一定の手続を踏み、相続財産の内容を把握する試みをしたことができたが、そのようなことが行われたことを認めるに足る証拠はない。他方、原告は、被相続人宅に立ち入ることを拒否されていたとはいえ、それ以上に、丁が原告による相続財産の内容の調査を妨げる行為に出たという形跡はうかがわれない。そうすると、丁の非協力的な態度につき、これを本件各財産が存在することを原告が本件当初申告の段階で把握できなかったことの主な

る原因であると評価することは困難である。

ウ 本件各財産の調査可能性等について

(ア) 原告は、金融機関を全て調査しなければならないことは實際上困難であり、不能を強いるに等しいものであるなどと主張している。

しかしながら、上記認定事実によれば、①被相続人は、生前において、Aへの賃料の振込みの確認のため、F駅周辺の金融機関を回ることを日課とし、また、被相続人自身のみならず丙の預貯金等を管理しており、原告は、これらのことを知っていたこと（認定事実ア（ア）及び（イ））、②Aの有する預金に係る取引金融機関は、D銀行池袋支店、J銀行池袋支店及びK銀行池袋支店であり、原告は、Aの代表取締役であり、平成21年9月24日に法人税の税務申告をするなどしており、これらの取引金融機関を把握していたこと（認定事実イ（オ）参照）、③原告が丙の後見開始の申立てをした際、丙の有する預貯金に係る金融機関として、少なくとも、J銀行池袋支店、K銀行池袋支店、D銀行池袋支店及びH銀行池袋支店があり、原告はこれを把握していたこと（認定事実イ（ウ）参照）の各事実が認められる。

そして、被相続人が丙の夫であり、また、Aの代表取締役を長年務めてきたことも踏まえると、原告においては、被相続人が立ち回ることを日課とし、かつ、丙又はAの有する預金口座が開設されているF駅周辺に店舗のある金融機関に相続財産が存在する可能性を推測でき、特に、別紙の第1表の番号3及び5の預貯金等（K銀行池袋西口支店及びJ銀行池袋支店のもの）については、それらが存在する可能性を容易に推測できたといえることができる。

(イ) 原告は、C証券の有価証券の仲介をしたD銀行西池袋支店の担当者が、同行同支店の預貯金のほかには相続財産はないと説明するなどしたため、当該有価証券（別紙の第1表の番号1）の存在を認識することができなかつた旨主張する。

しかし、本件全証拠によっても、そのような説明を受けるなどしたという事実を認めるに足りない。かえって、原告は、C証券から、残高証明書発行依頼書等の書類の送付を受けており（認定事実イ（キ））、その発行依頼書を利用すれば、これが相続財産として存在することが容易に判明したものと認められる。

(ウ) 原告は、同表の番号2のE銀行池袋支店の預貯金等（普通預金及びL）に関し、同銀行はネットバンキングを中心とすることなどからして、その口座の存在を認識することが難しい旨主張する。

しかし、証拠（乙17～21）によると、①同銀行は店舗を有する営業形態をとっており、F駅周辺に支店を有することは容易に調査可能であったこと、②また、その前身はL等の金融債を発行していたN銀行株式会社であるところ、上記ア及び（ア）で認定判断した原告の認識等（すなわち、原告は、被相続人がF駅周辺の金融機関を回ることを日課としていることを知っており、また、被相続人宅の金庫内には多数の通帳等が保管されていたことを認識していたことなどからして、被相続人の相続財産が本件当初申告において申告した預金等に限られると判断することが必ずしも合理的ではなかつたこと）に照らし、被相続人が上記の金融債等を保有していた可能性を容易に着想できたといえることから、原告においては、同銀行に相続財産が存在する可能性を推測できたといえることができる。

(エ) 他方、自宅の周辺の金融機関において口座を開設したり、金融商品を購入したりすることもしばしば見られるところ、上記ア（イ）のとおり、被相続人及び丙が多額の資産を有していたことも踏まえると、原告においては、被相続人宅周辺に店舗を有する金融機関に相続財産が存在する可能性を推測できたといえることができる。

(オ) 以上によれば、本件各財産のうち、別紙の第1表の番号1、3及び5については、原告が当該金融機関及び証券会社に照会をすることなく、本件当初申告において相続財産に含めなかったことについては、その調査が不足していたことに起因するものであることが明らかである。また、その余の預貯金又は財産については、それを取り扱っていた金融機関は、いずれも著名な金融機関であり、F 駅又は被相続人宅周辺に支店又は本店を有するものであるところ（認定事実ウ（イ）、乙17～21、弁論の全趣旨）、上記ア及びイの状況の下において、相続財産の調査のために、F 駅周辺及び被相続人宅周辺に店舗のある金融機関に照会をすることを求めたとしても、必ずしも原告に不当又は酷であるということとはできないというべきである。

エ 小括

以上で認定判断した被相続人の遺産の規模に関する予測可能性、本件各財産についての調査可能性等に照らすと、原告が主張する各事情を考慮したとしても、原告が、本件当初申告において、本件各財産を相続財産に含めずに税額を算定し、過少申告であったことにつき、真に原告の責めに帰することのできない客観的な事情があるとは認められず、原告に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷であるということとはできないので、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるということとはできない。

2 結論

よって、原告の本件請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担については行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 谷口 豊

裁判官 平山 馨

裁判官 馬場 潤

(第1表) 本件修正申告により相続財産に含めた財産

金融機関		財産の種類	評価額
1	C証券	有価証券(MRF, 投資信託, 外国債券)	85,739,534 円
2	E銀行池袋支店	預貯金等(普通預金, L)	13,623,424 円
3	K銀行池袋西口支店	預貯金等(普通預金, 定期預金)	79,449,085 円
4	X銀行池袋支店	預貯金等(金銭信託, 普通預金, 定期預金)	15,866,999 円
5	J銀行池袋支店	預貯金等(普通預金)	29,486 円
6	W銀行	預貯金等(通常貯金, 定額貯金)	10,151,497 円
7	a生命保険	その他の財産(生命保険契約に関する権利)	2,929,968 円
8	J銀行I支店	預貯金等(普通預金)	6,695 円
9	Y銀行池袋支店	預貯金等(普通預金)	2,226 円
10	Z信用金庫本店営業部	預貯金等(定額積金)	190,000 円
合計			207,988,914 円

(第2表) 申告額

		本件当初申告	本件修正申告	修正する額(差額)	備考	
被相続人	1 家屋	7,243,040 円	7,243,040 円	0 円		
	2 事業用財産	78,293,110 円	69,086,464 円	▲9,206,646 円		
	3 有価証券	70,664,919 円	156,404,453 円	85,739,534 円	3~5の修正額の合計額	
	4 現金・預貯金	7,881,423 円	127,200,835 円	119,319,412 円		
	5 その他財産	206,200 円	3,136,168 円	2,929,968 円	207,988,914 円	
	小計		164,288,692 円	363,070,960 円	198,782,268 円	
	葬儀費用		1,862,750 円	4,434,286 円	2,571,536 円	
	課税価格		162,424,000 円	358,636,000 円	196,212,000 円	
原告分	取得財産の価額(合計)	41,072,174 円	90,767,741 円	49,695,567 円		
	葬儀費用	465,688 円	1,108,572 円	642,884 円		
	課税価格	40,606,000 円	89,659,000 円	49,053,000 円		
	納付すべき税額	2,856,000 円	16,630,600 円	13,774,600 円		

以上